

田福祉第458号  
令和3年9月1日

大阪社会保障推進協議会  
会長 安達 克郎 様

田尻町長 栗山 美政



### 2021年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

2021年7月8日付けで要望のありました項目について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

【回答】可能な限り効率的かつ効果的な組織運営のもと、何よりも住民へのサービスの低下を招くことのないよう、定員管理計画に基づき、計画的な採用を行って参ります。

2. コロナ禍で命の危機にさらされている人たちが沢山います。土日や連休などにも窓口対応ができるようにしてください。

【回答】生活保護制度及び生活困窮者支援につきましては、大阪府等の関係機関と緊密な連携を取り対応を行っています。

3. 各市町村独自の現金支給を今年度も行ってください。昨年度大変喜ばれた上下水道基本料金減免を今年度も実施してください。

【回答】新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町独自支援策のうち、水道基本料金の免除については、令和2年6月から令和3年3月分までの10か月間実施したものです。

また、感染症の拡大予防のための手洗いやうがいの励行が続くなか、住民生活や事業所の活動を引き続き支援するため、感染症対策の決め手と言われるワクチン接種が行き渡るまでの令和3年4月から令和3年9月分までの6か月の延長を行っております。(大阪広域水道企業団との協定締結により実施)

4. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

【回答】特別定額給付金については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国民生活や経済への影響

を総合的に判断して給付されることになったものであるため、今後の給付においても、国において適切に判断されるものと考えております。

5. 新型コロナ感染症で明らかになったように医療供給体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。感染経路を科学的につかむために、国や行政によるPCR検査体制の強化と感染源の追跡・分析する体制整備が必要です。クラスターが発生しやすい医療機関・介護・障害・保育等福祉施設の定期的なPCR検査の実施など、必要なところにいち早くPCR検査ができるようにして下さい。

【回答】大阪府や地域の医師会の協力を頂きながら泉南地域の泉佐野市以南の3市3町で働きかけに努めていきたい。また、町村長会を通じて大阪府へ要望に努めたい。

また、コロナウイルス感染防止、クラスター防止対策としては地域住民の方が、1日も早くワクチンを接種できるように努めることが最大の感染防止対策として取り組んでいます。

6. 大阪市・堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

【回答】泉佐野保健所とは、常に連絡を取れるように体制を整えている。

本町避難所の感染対策等を踏まえた整備に向けた体制作りにおいても本町危機管理部局と健康部局、保健所と府災害対策担当部局と各部局が連携を図りながら進めている。

7. ワクチン接種は医療関係者だけでなく介護・障害・保育関係者にも先行接種をしてください。

【回答】7月30日現在において、本町のワクチン接種状況は、4月中旬より高齢者福祉施設の入所者や従事者の接種を進め、6月中には希望する介護・障害・保育関係者への接種もほぼ終わっている状況です。

8. 現役世代が失業、休業等で困窮しています。子ども及びひとり親の医療費助成制度は無料にしてください。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にしてください。

【回答】福祉医療費助成制度については、制度継続の観点から、対象者や給付の範囲を必要な方へ選択集中し、適時見直すことは必要であると考えています。一時負担金の無料化についても、税の公平性、受益者負担という観点から一定の自己負担が必要であると考えています。なお、本町におけるこども医療費助成制度では、入院時食事療養費も助成対象としています。また、平成29年4月1日より、ひとり親家庭医療又は重度障害者医療を受給する児童(0歳から18歳到達後に初めて迎える年度末まで)についても、こども医療費助成制度により入院時食事療養費の助成を行っております。

9. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパンtries事業を支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行なうな

ど、困窮する子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

【回答】生活困窮世帯等につきましては、いち早く状況を把握するとともに町社協及び府社協協力のもと食材提供を含め対応を行います。

10. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中・長期休暇中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

【回答】平成 31 年度より、将来の田尻町を担う子どもたちに対し、町・校园所・家庭・地域ぐるみでさらなる子育て支援と食育の推進を図るため、保育所、幼稚園並びに学校給食の無償化を実施しております。

11. 国民健康保険料の値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも独自に適用拡大をしてください。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを作成し周知を行ってください。昨年より後退したコロナ対応保険料減免については自治体として国に強く意見を上げることと独自の減免拡充を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

【回答】国民健康保険料につきましては、大阪府国保運営方針に基づき令和 5 年度までに段階的に大阪府標準保険料率に近づけて参りたいと考えております。

国民健康保険傷病手当金及び保険料減免について、国の基準を上回って支給することについては、保険料にも影響することなどから実施する考えはありません。

また、国民健康保険料減免制度については、6 月の納付書送付時に、独自に作成したチラシを同封するとともに広報、ホームページ等で広く周知を図っております。

減免申請については、個々の世帯の収入状況等を詳しく聞き取る必要があるため、申請書については窓口での配布を原則としておりますが、来庁が困難な場合には、ホームページから申請書をダウンロードすることも可能となっており、一人ひとりの状況に応じた柔軟な対応を行っております。

12. 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について抑制してください。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げてください。(※介護給付費準備基金がある場合は、第 8 期保険料抑制のためにその全額を繰り入れてください) 介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯(国基準第 1 ~ 第 3 段階)については、公費投入によりさらに引き下げてください。課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げてください。低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充してください。

【回答】介護保険料については、介護給付費準備基金を全額取り崩し、第 8 期の介護保険料を据え置きました。所得段階を 12 段階に細分化し低所得者を優遇した保険料設定となっています。

13. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。生活保護申請を躊躇

わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないでください。

【回答】生活保護の申請につきましては、大阪府協力のもと常に十分なスペースの確保や最少人数での面談等コロナ対策に撤しています。その他の事務におきましても、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を心がけていきたいと考えています。また、扶養照会につきましては、岸和田子ども家庭センターにて行っております。

14. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填(減収補償)を国・大阪府に求めてください。

【回答】コロナウイルス感染症の影響で、医療機関・介護事業所・障害者事業所等が、患者・利用者減による減収等で経営困難にならないよう、支援策を国・大阪府に要望します。

15. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

【回答】ステイホーム中においても、各所属機関より電話や訪問でフォローする等、早期把握に心がけ、必要に応じて関係機関と連携しております。

16. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

【回答】避難所等における新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策については、国から示されているガイドラインや取組事例または大阪府から示された「避難所運営マニュアル作成指針」などに基づき、マスク、消毒液、段ボールベッド及びパーテーション等の備蓄を既に行っています。

一方、町の指定避難所以外に、安全な親戚・知人宅、その他の公共施設の活用や地元民間宿泊施設との災害協定を踏まえた対応を行うなど避難所の確保も図っています。

もとより、住民の皆さんには現下のコロナ禍に鑑み、避難所に行くことだけが避難ではありませんから、様々なハザードごとに避難の仕方をご確認いただき、多様な避難方法により「分散避難」をしていただくことも重要である旨、周知啓発に努めています。